

(審査庁)

安八町長

堀



審査請求についての裁決の概要の公表について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第85条の規定に基づき、審査庁が行った審査請求の裁決等の内容について下記のとおり公表する。

記

[不服申立ての裁決等の内容]

① 審査請求年月日

別表(処分一覧)のとおり

② 裁決日

令和元年10月10日

③ 処理期間

令和元年8月5日から令和元年10月10日まで

④不服申立ての概要と裁決内容

1) 処分の類型(法令根拠)

安八町情報公開条例に規定されている、公開請求に対する決定等の期間を超えてされた公開等の決定処分は、条例に違反することが明らかであり無効であることから、公開等の決定処分の取り消しを求めること。

2) 裁決内容(認容、棄却等)

却下 行政不服審査法第2条にいう不服申立適格を有する者ではなく、本件審査請求は請求人に利益がないため。

卷之三



